

令03原機(科保)038
令和3年7月15日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規
定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別表に示す。

1. 変更の内容

バックエンド研究施設に係る内容を一部変更する。

- (1) 第10編第5条において、第5項及び第6項を追加し、セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管を行う場合の運用について明確にする記載を追加する。
- (2) 第10編別表第1-8において、実験室(VI)及び精密測定室の最大取扱量へ使用済燃料(3.7×10^5 Bq)を追加並びに備考欄へ取扱時の性状(焼き付け、封入)に係る記載を追加する。

2. 変更の理由

令和3年3月30日付け原規規発第21033017号をもって核燃料物質使用の変更許可を受けたことに伴い、バックエンド研究施設のセル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管についての明確化、実験室(VI)及び精密測定室の最大取扱量への使用済燃料の追加並びに取扱時の性状の追加に係る変更をするため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日から起算して休日を除き3日を経過した日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第10編 バックエンド研究施設の管理

令和3年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
第10編 バックエンド研究施設の管理 目次 (記載省略) 第1条～第4条 (記載省略) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限) 第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。 2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料（土壤、瓦礫、植物及び汚染水）、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料（金属材料、有機材料、瓦礫及び帶留水）及び汚染水の処理設備の試料（構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物）（以下「1F汚染物」という。）を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射能量と使用済燃料の放射能量の合計が、別表第1-1から1-8に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。 3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。 4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。	第10編 バックエンド研究施設の管理 目次 (変更なし) 第1条～第4条 (変更なし) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限) 第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。 2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料（土壤、瓦礫、植物及び汚染水）、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料（金属材料、有機材料、瓦礫及び帶留水）及び汚染水の処理設備の試料（構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物）（以下「1F汚染物」という。）を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射能量と使用済燃料の放射能量の合計が、別表第1-1から1-8に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。 3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。 4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。 5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料（核燃料物質の濃度や同位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料）、試験用試料、分析用試料等（以下「標準試料等」という。）をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。 (1) 保管する期間 (2) 保管対象（保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量） (3) 保管要件（標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと） 6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。	記載の適正化
第6条～第26条 (記載省略) 別表第1-1～別表第1-7 (記載省略)	第6条～第26条 (変更なし) 別表第1-1～別表第1-7 (変更なし)	セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管に係る記載の追加

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-8 最大取扱量 実験室							別表第1-8 最大取扱量 実験室							使用済燃料への最大取扱量の追加 備考への取扱時の性状の追加
使用場所	P u (g)	U (g)	^{233}U (g)	T h (g)	使用済燃料 (Bq)	備 考	使用場所	P u (g)	U (g)	^{233}U (g)	T h (g)	使用済燃料 (Bq)	備 考	
実験室(IV) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7×10^4	焼き付け、封入	実験室(IV) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7×10^4	焼き付け、封入	使用済燃料への最大取扱量の追加 備考への取扱時の性状の追加
実験室(VI) *	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	—	封入	実験室(VII) *	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7×10^5	焼き付け、封入	
実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下)	100	100	—	すべて密封	実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下)	100	100	—	すべて密封	
実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	すべて密封	実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	すべて密封	
分析室(II) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7×10^4	焼き付け、封入	分析室(II) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7×10^4	焼き付け、封入	使用済燃料への最大取扱量の追加 備考への取扱時の性状の追加
精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	—	焼き付け	精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	3.7×10^5	焼き付け、封入	

* グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

別表第2 ～ 別図 (その4) (記載省略)

* グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

別表第2 ～ 別図 (その4) (変更なし)